

令和9年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：農産局農産政策部貿易業務課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品目> 大麦、裸麦及びその調製品 <制度名> 特別緊急関税制度																	
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項及び2項、第7条の3第1項、第7条の4第1項 ○具体的な内容 「令和9年3月31日まで」又は「令和8年度まで」とされているものを1年以上延長する。																	
税 番	統計 細分	品 目	現行税率			改正後税率			W T O 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額								
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠											
		(別 紙 1)								百万円	百万円								
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		○施行期日 令和9年4月1日 ○適用期間 「令和9年3月31日まで」とされているものを1年以上延長する。																	
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		① 現状 (1)改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 現在、大麦については、国が国家貿易企業として外国産大麦の輸入・売渡等を一元的に管理することにより、大麦の需給及び価格の安定を図っているところである。 またウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく関税化は、平成7年度から6年間でその約束を実施していくこととされ、それ以後の措置については、ドーハ・ラウンド交渉に委ねられている。 (2)輸入状況等 (別紙2) (3)国際市況等 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td></td> <td>令和5年度</td> <td>6年度</td> <td>7年度</td> </tr> <tr> <td>平均価格 (円/トン)</td> <td>43,798</td> <td>44,135</td> <td>42,300</td> </tr> </table> 貿易統計より (4)国際交渉の状況・諸外国における制度実態 CPTPPについては、TPP枠を新設（国家貿易・SBS方式）。新設枠の数量は、9年目まで拡大。既存のWTO枠内の輸入差益（マークアップ）を9年目までに45%削減し、新設するTPP枠内のマークアップも同じ水準に設定。 日EU・EPAについては、EU枠を設定（国家貿易・SBS方式）。EU枠内のみマークアップを段階的に9年目までに45%削減。											令和5年度	6年度	7年度	平均価格 (円/トン)	43,798	44,135	42,300
	令和5年度	6年度	7年度																
平均価格 (円/トン)	43,798	44,135	42,300																

	日米貿易協定については、既存のWTO枠内のマークアップを8年目までに45%削減。 ② 問題点 関税暫定措置法による本関税率の延長が行われない場合には、無税が適用されるのは国家貿易により輸入を行うものに限定する旨の国内法上の根拠が失われることとなるため、国家貿易以外の輸入についても無税が適用されるケースが生じる。その結果として、無税でかつ無秩序に輸入され、国内における大麦の需給と価格に重大な影響を及ぼすおそれがある。
改正の必要性和目的達成の見通し	① 改正の目的（政策の達成目標） 需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を強化するため。 ② 改正の方向性 ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく関税化は、平成7年度から6年間でその約束を実施していくこととされ、それ以後の措置については、ドーハ・ラウンド交渉に委ねられているが、現在において合意されていないため、本関税率・制度を延長する。 また、無秩序かつ大量・安価な大麦等の輸入を抑制し、国内産大麦の需給への影響を与えないようにするため、本関税率・制度を延長する。 ③ 改正目的達成予定時期 WTOドーハ・ラウンド交渉が合意され、現行の暫定税率を含めた国境措置の変更が必要となる時期。
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1) 改正による国内産業保護に与える効果・影響 本関税率・制度の適用により、下表のとおり、国家貿易以外の輸入が国内産大麦の需給にほとんど影響を与えない程度に抑制されている。 飼料用麦については、日豪EPA、CPTPP、日EU・EPA及び日英EPAの発効により、これら協定に基づく製造用原料品にかかる譲許の便益の適用（関税暫定措置法第9条の2）を受けた国家貿易以外の輸入が増加したが、飼料用麦の国内生産がないこと及び食糧用への横流れ防止措置を講じていることから、麦の国内生産への影響は防止されている。 （参考）令和7年度における運用実績 輸入実績：14.5万トン、輸入金額80.0億円 出典：財務省「貿易統計」 国家貿易を行っている者：農林水産省

	国家貿易以外の大麦の輸入量	(単位：トン)				
	年 度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	輸入量	346 (1,018,409)	814 (1,081,533)	1,175 (1,066,398)	968 (1,019,538)	725 (951,788)
	注1：() 書きは、日豪EPA、CPTPP、日EU・EPA及び日英EPAにより輸入された飼料用大麦（国家貿易以外）であり外数である。					
	注2：日豪EPA（平成27年1月発効）、CPTPP（平成30年12月発効）、日EU・EPA（平成31年2月発効）及び日英EPA（令和3年1月発効）では、飼料用麦について、食糧用への横流れ防止措置を講じた上で、民間貿易に移行し無税化した。					
	資料：財務省「貿易統計」					
	(2) 消費者等の利益に与える効果・影響					
	国内産麦では量的質的に満たせない需要分について、国家貿易により外国産麦を計画的に輸入することとしている。需要者に対して安価な輸入品の供給を確保し、かつ、食糧安全保障の観点からも、安定的、計画的に輸入できることが、消費者にとっての利益となる。					
	(3) その他の効果・影響					
	関税暫定措置法による本関税率の延長が行われない場合には、無税が適用されるのは国家貿易により輸入を行うものに限定する旨の国内法上の根拠が失われることとなるため、国家貿易以外での輸入についても無税が適用されるケースが生じる。その結果として、無税でかつ無秩序に輸入され、国内における小麦の需給と価格に重大な影響を及ぼすおそれがある。					
政策評価・関連措置	② 改正の妥当性					
	輸入大麦等による国内産大麦の需給への影響を与えないようにする手段としては、本関税率・制度の延長以外は想定されない。					
	① 本要望に関連する政策評価					
	当省においては、本要望と共通の目的を有する政策目標として、総合的な食料安全保障の確立を図ることとしており、「様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立」（「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づく麦の輸入は、当該政策分野の一施策）に係る政策評価において「我が国の総合的な食料安全保障の確保に向けて、一定の成果があったと考えられる。」とされたところ。					
	② 当該政策評価の結果と改正の関係					
	同政策評価を踏まえ、当省としては引き続き我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けた取組を維持・促進していく必要があることから、大麦、裸麦及びその調製品に係る暫定税率及び特別緊急関税制度についても引き続き延長することが適当。					

	③ 政府方針と改正の関係 食料・農業・農村基本法第2条第2項において、国民に対する食料の安定的な供給については、「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行われなければならない」とされている。麦は、米に次ぐ重要な基幹作物であることから、本要望（暫定税率の維持）により輸入麦による国内産麦の需給への影響を与えない措置を講ずる必要がある。 ④ 関連措置 食糧法の規定に基づき、毎年3月末までに麦の需給に関する見通しを策定・公表を実施。これに即して外国産麦を輸入し、実需者への安定供給を図った。 なお、本関税率・制度の適用により、国家貿易以外の輸入が国内産大麦の需給にほとんど影響を与えない程度に抑制され、麦の需給の安定が図られている。
--	--

○ 改正経緯

これまでの改正状況	平成 12 年度以降、毎年度、関税率・制度の延長を行ってきた。												
措置による効果	本年 4 月に本関税率・制度を延長したことにより、国家貿易以外の大麦の輸入量は、全体の輸入数量の中でわずかなものにとどまっており、外国からの無秩序かつ大量・安価な大麦等の輸入が抑制され、国内産大麦の需給が保たれている。 なお、日豪 E P A、C P T P P、日 E U・E P A 及び日英 E P A の発効により、これらの協定に基づく製造用原料品にかかる譲許の便益の適用（関税暫定措置法第 9 条の 2）を受けた飼料用大麦の輸入が開始されたが、飼料用麦の国内生産がないこと及び食糧用への横流れ防止措置を講じていることから、麦の国内生産への影響は防止されている。 大麦輸入量の推移（令和 8 年度）（単位：トン） <table><tr><td></td><td>4 月</td><td>5 月</td></tr><tr><td>国家貿易以外の 輸入量：A</td><td>84 (108, 678)</td><td>42 (60, 347)</td></tr><tr><td>全輸入量：B</td><td>120, 783</td><td>68, 649</td></tr><tr><td>比率（A/B）</td><td>0. 07%</td><td>0. 06%</td></tr></table> 注：（ ）書きは、日豪 E P A、C P T P P により輸入された飼料用大麦（国家貿易以外）であり外数である。 資料：財務省「貿易統計」		4 月	5 月	国家貿易以外の 輸入量：A	84 (108, 678)	42 (60, 347)	全輸入量：B	120, 783	68, 649	比率（A/B）	0. 07%	0. 06%
	4 月	5 月											
国家貿易以外の 輸入量：A	84 (108, 678)	42 (60, 347)											
全輸入量：B	120, 783	68, 649											
比率（A/B）	0. 07%	0. 06%											

税 番	統計細分	品名	改正前税率			改正後税率			W T O 譲許税率	現行制度の増減税規模 (百万円)	改正増減収額 (百万円)
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠			
1003. 10	010	大麦及び裸麦（播種用）（枠内）	46 円/kg	無税	—	(同左)	(同左)	(同左)	無税	0	—
	090	大麦及び裸麦（播種用）（枠外）	46 円/kg	10. 4 円/kg	—	(同左)	(同左)	(同左)	39 円/kg	0 ※ ¹	—
1003. 90	011	大麦及び裸麦（飼料用）（枠内）	46 円/kg	無税	—	(同左)	(同左)	(同左)	無税	0	—
	019	大麦及び裸麦（飼料用以外）（枠内）	46 円/kg	無税	—	(同左)	(同左)	(同左)	無税	0	—
	091	大麦及び裸麦（飼料用）（枠外）	46 円/kg	10. 4 円/kg	—	(同左)	(同左)	(同左)	39 円/kg	0 ※ ²	—
	099	大麦及び裸麦（飼料用以外）（枠外）	46 円/kg	10. 4 円/kg	—	(同左)	(同左)	(同左)	39 円/kg	0 ※ ¹	—
1102. 90	110	大麦粉・裸麦粉（枠内）	98 円/kg	25%	—	(同左)	(同左)	(同左)	25%	0	—
	190	大麦粉・裸麦粉（枠外）	98 円/kg	31 円/kg	—	(同左)	(同左)	(同左)	83 円/kg	0 ※ ¹	—
1103. 19	110	大麦・裸麦のひき割りミール（枠内）	98 円/kg	20%	—	(同左)	(同左)	(同左)	20%	0	—
	190	大麦・裸麦のひき割りミール（枠外）	98 円/kg	31 円/kg	—	(同左)	(同左)	(同左)	83 円/kg	0 ※ ¹	—
1103. 20	410	大麦・裸麦のペレット（枠内）	98 円/kg	20%	—	(同左)	(同左)	(同左)	20%	0	—
	490	大麦・裸麦のペレット（枠外）	98 円/kg	31 円/kg	—	(同左)	(同左)	(同左)	83 円/kg	0 ※ ¹	—

1104. 19	410	大麦・裸麦 （ロールが け、フレー ク）（ 枠 内）	107 円 /kg	20%	—	（同左）	（同左）	（同左）	20%	0	—
	490	大麦・裸麦 （ロールが け、フレー ク）（ 枠 外）	107 円 /kg	33. 2 円 /kg	—	（同左）	（同左）	（同左）	91 円/kg	0 ※ ¹	—
1104. 29	410	大麦・裸麦 （その他加 工）（ 枠 内）	130 円 /kg	20%	—	（同左）	（同左）	（同左）	20%	0	—
	490	大麦・裸麦 （その他加 工）（ 枠 外）	130 円 /kg	38. 6 円 /kg	—	（同左）	（同左）	（同左）	111 円/kg	0 ※ ¹	—
1901. 20	141	ベーカリー製 品用（米麦等 85%超、大麦 最大）（ 枠 内）	98 円 /kg	25%	—	（同左）	（同左）	（同左）	25%	0	—
	149	ベーカリー製 品用（米麦等 85%超、大麦 最大）（ 枠 外）	98 円 /kg	31 円/kg	—	（同左）	（同左）	（同左）	83 円/kg	0 ※ ¹	—
1901. 90	161	米麦加工品（米 麦等 85%超、大 麦最大）（ 枠 内）	98 円 /kg	25%	—	（同左）	（同左）	（同左）	25%	0	—
	169	米麦加工品（米 麦等 85%超、大 麦最大）（ 枠 外）	98 円 /kg	31 円/kg	—	（同左）	（同左）	（同左）	83 円/kg	0 ※ ¹	—
1904. 10	231	穀物調製品（膨 張・いったもの、 米麦 50%超、大麦 のもの）（ 枠内）	75 円 /kg	19. 2%	—	（同左）	（同左）	（同左）	19. 2%	0	—
	239	穀物調製品（膨 張・いったもの、 米麦 50%超、大麦 のもの）（ 枠外）	75 円 /kg	26. 6 円 /kg	—	（同左）	（同左）	（同左）	64 円/kg	0 ※ ¹	—
1904. 20	231	穀物調製品（いっ てないもの、米麦 50%超、大麦のも の）（ 枠内）	75 円 /kg	19. 2%	—	（同左）	（同左）	（同左）	19. 2%	0	—
	239	穀物調製品（いっ てないもの、米麦 50%超、大麦のも の）（ 枠外）	75 円 /kg	26. 6 円 /kg	—	（同左）	（同左）	（同左）	64 円/kg	0 ※ ¹	—
1904. 90	310	穀物調製品 （その他、大 麦・裸麦） （ 枠内）	75 円 /kg	25%	—	（同左）	（同左）	（同左）	25%	0	—

	390	穀物調製品 (その他、大麦・裸麦) (枠外)	75 円 /kg	26.6 円 /kg	—	(同左)	(同左)	(同左)	64 円/kg	0 ※ ¹	—
2106.90	216	調製食料品 (大麦 30% 超) (枠 内)	75 円 /kg	25%	—	(同左)	(同左)	(同左)	25%	0	—
	219	調製食料品 (大麦 30% 超) (枠 外)	75 円 /kg	26.6 円 /kg	—	(同左)	(同左)	(同左)	64 円/kg	0 ※ ¹	—

※¹ 食糧法に基づく納付金を考慮して算定

※² 関税暫定措置法第9条の2の対象については無税

品目コード	品名	国名	令和5年 (2023)			国名	令和6年 (2024)			国名	令和7年 (2025)		
			数量 (MT)	価額 (千円)	単価 (円/T)		数量 (MT)	価額 (千円)	単価 (円/T)		数量 (MT)	価額 (千円)	単価 (円/T)
100310010	大麦及び裸麦（播種用）（枠内）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100310090	大麦及び裸麦（播種用）（枠外）	米国	79	18,042	228,379.7	ドイツ	85	15,107	177,729.4	ドイツ	55	10,675	194,090.9
		ニュージーランド	44	10,304	234,181.8	米国	36	8,481	235,583.3	米国	48	11,172	232,750.0
		ドイツ	15	2,127	141,800.0	-	-	-	-	ニュージーランド	28	7,759	277,107.1
100390011	大麦及び裸麦（飼料用）（枠内）	豪州	1,202	50,293	41,841.1	カナダ	765	31,726	41,471.9	カナダ	1,200	47,100	39,250.0
		-	-	-	-	豪州	663	27,216	41,049.8	豪州	220	9,275	42,159.1
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100390019	大麦及び裸麦（飼料用以外）（枠内）	豪州	88,921	5,074,314	57,065.4	豪州	93,761	5,195,051	55,407.4	豪州	91,786	4,387,050	47,796.5
		カナダ	37,541	2,585,838	68,880.4	カナダ	49,693	3,156,710	63,524.2	カナダ	37,723	2,115,814	56,088.2
		米国	4,718	375,962	79,686.7	米国	6,845	673,547	98,399.9	米国	13,680	1,442,891	105,474.5
100390091	大麦及び裸麦（飼料用）（枠外）	豪州	1,101,033	46,848,793	42,549.9	豪州	634,322	27,173,194	42,838.2	カナダ	562,230	22,795,638	40,545.0
		-	-	-	-	カナダ	382,057	15,621,207	40,887.1	豪州	389,558	15,500,151	39,789.1
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100390099	大麦及び裸麦（飼料用以外）（枠外）	豪州	223	14,288	64,071.7	豪州	674	29,729	44,108.3	英国	248	39,825	160,584.7
		カナダ	133	17,975	135,150.4	英国	312	48,432	155,230.8	カナダ	221	31,332	141,773.8
		英国	79	9,709	122,898.7	カナダ	270	24,379	90,292.6	豪州	100	5,545	55,450.0
110290110	大麦粉・裸麦粉（枠内）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
110290190	大麦粉・裸麦粉（枠外）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
110319110	大麦・裸麦のひき割りミール（枠内）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
110319190	大麦・裸麦のひき割りミール（枠外）	-	-	-	-	-	-	-	-	ドイツ	0	734	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
110320410	大麦・裸麦のペレット（枠内）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
110320490	大麦・裸麦のペレット（枠外）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
110419410	大麦・裸麦（ロールがけ、フレーク）（枠内）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
110419490	大麦・裸麦（ロールがけ、フレーク）（枠外）	カナダ	5	1,165	256,890.8	カナダ	3	675	198,412.7	カナダ	2	417	183,862.4
		中華人民共和国	1	221	306,944.4	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
110429410	大麦・裸麦（その他加工）（枠内）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
110429490	大麦・裸麦（その他加工）（枠外）	イタリア	1	530	378,571.4	イタリア	2	1,153	576,500.0	イタリア	1	343	571,666.7
		-	-	-	-	-	-	-	-	スイス	1	537	1,026,768.6
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
190120141	ベーカリー製品用（米麦等85%超、大麦最大）（枠内）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
190120149	ベーカリー製品用（米麦等85%超、大麦最大）（枠外）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
190190161	米麦加工品（米麦等85%超、大麦最大）（枠内）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

品目コード	品名	国名	令和5年 (2023)			国名	令和6年 (2024)			国名	令和7年 (2025)		
			数量 (MT)	価額 (千円)	単価 (円/T)		数量 (MT)	価額 (千円)	単価 (円/T)		数量 (MT)	価額 (千円)	単価 (円/T)
190190169	米麦加工品（米麦等 85%超、大麦最大） （枠外）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
190410231	穀物調製品（膨張・ いったもの、米麦 50%超、大麦の もの）（枠内）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
190410239	穀物調製品（膨張・ いったもの、米麦 50%超、大麦の もの）（枠外）	ドイツ	4	652	186,285.7	英国	1	239	191,200.0	英国	2	377	188,500.0
		英国	2	272	181,333.3	イタリア	1	337	396,470.6	ドイツ	2	303	202,000.0
		-	-	-	-	-	-	-	-	イタリア	1	497	621,250.0
190420231	穀物調製品（いっ てないもの、米麦50% 超、大麦のもの） （枠内）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
190420239	穀物調製品（いっ てないもの、米麦50% 超、大麦のもの） （枠外）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
190490310	穀物調製品（その 他、大麦・裸麦） （枠内）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
190490390	穀物調製品（その 他、大麦・裸麦） （枠外）	イタリア	42	23,619	564,130.1	イタリア	55	24,653	445,885.3	イタリア	52	28,286	545,798.4
		大韓民国	1	366	580,952.4	中華人民共和国	3	691	228,505.3	フランス	1	643	1,020,634.9
		フランス	0	408	1,079,365.1	フランス	1	659	1,162,257.5	-	-	-	-
210690216	調製食料品（大麦 30%超）（枠内）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
210690219	調製食料品（大麦 30%超）（枠外）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注：各品目コードの輸入数量上位3か国のデータを収集。「-」は実績なし。